

生坂村第2次教育大綱

令和2年11月制定

生坂村第2次教育大綱の概要

1 大綱の基本目標

「健やかに子どもが育ち学び続けられる村づくり」

～ 次世代の主役を地域で育て心潤う生活をつくり出します ～

2 大綱の期間

この大綱を対象とする期間は、村第6次総合計画における前期5年基本計画に合わせ、令和2年から令和6年までの5年間とする。

3 大綱の基本方針

第1節	子どものすこやかな成長を応援します	【子育て】	1
第2節	子どもの心を育みます	【学校教育】	2
第3節	生涯にわたり学びの機会を提供します	【社会教育】	4
第4節	運動に親しむ環境をつくります	【スポーツ】	6
第5節	古の遺産を学び伝えます	【歴史、伝統、文化の継承】	7
第6節	一人ひとりを大切にします	【人権尊重】	8

4 大綱の見直し等

村第6次総合計画における進捗状況を常に確認し、教育を取り巻く社会情勢や環境の変化等も踏まえながら、適宜、見直しを行うこととする。

5 他の行動計画との関連

村第6次総合計画と同じ期間を設定して策定した「第2期生坂村子ども・子育て支援事業計画」及び「第2次生坂村男女共同参画計画」等とも整合性を図りながら、関連する事業を推進していくこととする。

また、GIGAスクール構想の実現に向け、別途ICT活用目標等も設定しているので、併せて進捗管理を行っていくこととする。

第1節 子どものすこやかな育成を応援します〔子育て〕

【子育て支援】

○子育て支援センター「なのはな」の充実強化

様々な子育て支援や事業の充実を図ると共に「子ども家庭総合支援拠点」として、子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務を行っています。

○保育内容の充実

長時間保育や乳幼児保育、障がい児保育など、さまざまな実態に合わせた受け入れ体制や、保育士などの適切な人員配置による保育内容を充実させていきます。

子育て支援の関係機関との連携を強化し、支援の必要な乳幼児の早期把握に努めていきます。

○交流スペースの確保

児童遊園などの自主的な管理を推進しつつ、村内に安全で利用しやすい遊び場などの交流スペースを確保し、地域や世代間の交流活動を促進していきます。

○相談・指導体制の充実

松本児童相談所や松本保健福祉事務所などの関係機関と連携を強化し、子育てや生活の相談をしやすい体制と環境を整えていきます。

○子育て医療支援

犀龍小太郎助成金により、18歳までのインフルエンザ予防接種無料化や不妊症治療、妊婦健康診査などへの助成を引き続き行うほか、村単福祉医療給付事業で18歳までの医療費を無料としていきます。

産後ケア・産婦検診事業などにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えていきます。

第2節 子どもの心を育みます〔学校教育〕

【学校教育の充実】

○特色ある教育内容の編成

ぶどう、おやきなどの特産品や村の豊かな自然を活かした特別なカリキュラムの編成や、山村留学の実施など山間地校にふさわしい特色ある教育活動について検討します。

また、生坂村保小中一貫教育研究検討協議会の最終報告が出された後、それを踏まえ一貫教育による村の教育の方向性を早期に決めていきます。

○情報教育の充実

社会の情報化に対応し、効率的な情報通信技術（ICT）の整備・更新により情報教育環境の確保に努めるとともに、指導者の育成を推進していきます。

AI（人工知能）やロボット、IoT（モノのインターネット）等により急速に変化する社会に対応するため、効果的な情報通信技術（ICT）の整備・更新により教育環境の整備・確保を行うこととともに、次世代の子どもたちがAI等と共存していく力を身につけることができるよう努めていきます。

○国際教育の充実

英語教育を中心として、生きた外国語に触れる機会をより多く作り、国際理解と協調の理念を育みます。

全ての児童・生徒の社会実地での国際体験及び学習の充実に努め、世界に通用する人材を育てていきます。

○人権教育等の推進

人権教育や道徳教育、また環境教育の推進などにより、豊かな人間性と社会性を育みます。特に道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行っていきます。

○福祉・健康教育の推進

ボランティア体験や福祉体験学習などの教育を推進するとともに、健康診断や健康相談などの学校保健活動により、児童・生徒の心身の健康保持・増進を図っていきます。

○生徒指導・相談体制の充実

心の悩み、いじめ、不登校などに関する児童・生徒の情報を十分に把握できる体制と、児童・生徒をはじめ保護者や教師からの相談に応じる体制をより充実させ、障がい児教育を含め適切できめ細かな対応に努めます。

家庭や地域、関係団体などとの連携を十分に図り、心身ともに健やかに育つことのできる環境づくりに努めていきます。

○教職員の資質の向上

教育内容の変化・高度化に対応した教育活動が実践できるよう、教職員の研修・研究活動を促進し、教育力・指導力の向上を図っていきます。

○広域的な小・中学校間の交流促進

都市部や村外の小・中学校との交流などを通じて、子どもたちの視野を広げる教育機会の充実を図っていきます。

村内保育園、小学校、中学校の交流も進めていきます。

【家庭教育の充実】

○家庭教育の支援

生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成するため関係機関と連携し、保護者向けや子どもの成長に合わせた各種講座などを計画し、家庭での教育力を高めるきめ細やかな支援を進めていきます。

【教育施設の整備】

○学校施設・設備の充実と活用

地域の特色を生かした生涯学習社会にふさわしい、規模に見合った学校施設や設備の修繕・充実を図り、生涯学習の場として積極的に地域への開放を進めていきます。

○学校給食の充実

村単独施設としての利点を生かし、生産者の顔が見える安全な村内産農産物の活用（地産地消）を図り、安心して食べられる給食の提供に努めるとともに、給食を通して子どもたちが食の大切さを学び身につける「食育」を推進するため、関係機関との連携に努めていきます。

第3節 生涯にわたり学びの機会を提供します〔社会教育〕

【生涯教育内容の充実】

○各種講座の充実・実施

従来からの講座の内容を評価検討し充実を図るとともに、地域の自立につながる講座、村の自然環境を考える講座など、村の実情に沿った内容の講座を開設していきます。

○文化教育・学習の推進

住民が優れた芸術文化に触れられる機会の提供に努めるとともに、創作意欲、自主的な活動につなげられるよう、国内外の様々な文化や芸術活動を広く紹介していきます。

【生涯学習活動の支援】

○学習情報の収集と提供

公民館を中心に、各施設や関係団体と連携・交流して、ICN や広報誌などにより住民が興味、関心を持つ情報の収集と提供に努めていきます。

○指導者の充実

村内外から専門知識・技術を持った講師を招き、指導者の発掘・育成・確保に努めていきます。

○生涯学習活動グループ（団体）の育成・支援

生涯学習関連団体の自主的・積極的な活動や相互交流を支援し、その育成を図っていきます。

各地区の文化・教育施設など公共施設を生涯学習活動の場として活用していきます。

○学習成果の発表と活用

生涯学習活動を通して学んだ技術や知識を、村づくりや地域社会に反映させる仕組みづくりを推進していきます。

○図書室の充実

長野県立図書館との連携による資料などの貸出要望に応えるとともに、住民が図書を借りやすい環境づくりに努めていきます。

司書を中心として利用者の要望に沿った魅力ある図書や施設の充実を図り、利用促進活動に努めます。

【子どもの校外活動支援】

○地域に根ざした教育の充実

「総合的な学習の時間」の活用やコミュニティースクールを通して、人間性豊かな児童・生徒を育成していきます。

また、郷土の歴史や文化を継承する心を養うとともに、地域全体で子どもたちが村に愛着と誇りが持てるような教育を推進していきます。

○児童館「たんぽぽ」の活動強化

児童館「たんぽぽ」の活動を強化して、地域のサポーターとともに放課後児童クラブ、放課後こども教室などの充実を図っていきます。

第4節 運動に親しむ環境をつくります〔スポーツ〕

【スポーツ活動の促進】

○スポーツに触れる機会の提供

全ての住民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、施設・設備の使いやすさに配慮するとともに、いろいろなスポーツの普及、機会の提供に努めていきます。

○スポーツイベントの充実

内容や運営に工夫を凝らした各種スポーツ大会を開催し、住民のスポーツ意識の高揚と関係団体などとの連携強化を図ります。

○社会教育と学校教育の連携

各種社会体育事業の実施により、地域のスポーツ指導者や経験者と学校体育との連携を図っていきます。

○松本山雅 FC との連携によるスポーツ振興

村がホームタウンとなっている松本山雅 FC と連携し、住民が興味を持って参加できる講座や、さまざまなスポーツ交流事業などを実施していくことでスポーツ振興を図ります。

【スポーツ環境の支援・充実】

○スポーツチームの育成・支援

スポーツの普及のために、体育協会と連携しながら各種団体活動を促進し、自発的なスポーツチームの育成を支援していきます。

○体育施設の活用と充実

誰でも・いつでも利用できるスポーツ施設として、施設情報を提供し、村外の方も含めた活用を促進します。

必要に応じて既存のスポーツ施設等を改築・補修し充実を図っていきます。

第5節 古の遺産を学び伝えます〔歴史、伝統、文化の継承〕

【文化財の保護活用】

○歴史・文化的財産の調査・収集

有形・無形の歴史・文化的財産を住民との協力のもと広く調査・収集し、文化財の指定などを推進し、引き続き文化の伝承に努めていきます。

○歴史・文化的財産の保全・活用

村の文化財・自然・歴史・身近な風習などが紹介されている村誌や、生涯学習ガイドマップなどの資料を利用して文化財保護意識を醸成し、文化の継承に努めるとともに、国の登録有形文化財に登録された旧平林家住宅（一星亭）などの歴史文化資源を村づくりに活用していきます。

必要に応じて指定文化財の修理、適切な保全管理を図っていきます。

【文化行政の推進】

○文化施設の活用

農業器具や暮らしの歴史を後世に伝えるとともに、郷土の歴史文化の価値を再認識できる場として、農村資料館や山清路の郷資料館を活用します。

公民館をはじめとする文化・教育施設については、バリアフリー化などに努めるとともに、利用体系、管理形態を検討し適切な維持管理に努めていきます。

第6節 一人ひとりを大切にします〔人権尊重〕

【人権教育・啓発活動】

○人権に関する学習の推進

全ての人間が人間として尊重されるよう小・中学校、公民館などでの講演会、学習会の開催により、村民の人権意識の高揚を図るとともに基本的な人権が尊重される村づくりを推進していきます。

○家庭内暴力・虐待の防止

要保護児童等対策地域協議会の体制を強化することにより、高齢者、障がい者、子どもへの虐待及び配偶者からの暴力などを早期に発見し、迅速な対応に努めていきます。

【男女共同参画社会の構築】

○男女共同参画の推進

全ての個人が、性別に関わりなくその能力・個性を十分に発揮できる男女共同参画の実現に向け、子育て支援、就労支援などと連携して女性が一層活躍できるような環境づくりを進めていきます。

生坂村第 2 次教育大綱の策定について

「生坂村第 6 次総合計画」における教委所管部分を大綱のベースに位置づける。
(* 令和 2 年 1 1 月 4 日 総合教育会議において協議し、決定)

(理 由)

- ・村第 6 次総合計画を策定する過程で、村民アンケートの実施や、教育分科会での協議等を行っており、地域の実情に応じた大綱を策定する上での必要なプロセスを踏んでいる。
- ・村第 1 次教育大綱の策定においても、村第 5 次総合計画の内容をベースとしており、また、最終年度も同総合計画に合わせて区切り、平成 31 年度までにしている。

○ 教育大綱とは

- ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育等に関する総合的な施策の大綱を定めなければならない、その大綱は、教育分野の総合計画として位置付けられるものである。
- ・この策定に関しては、地方公共団体の長は、総合教育会議において、教育委員会と協議することとされている。

参 考 条 文 等

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (平成 26 年 6 月 20 日改正)

【大綱の策定等】

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

(平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号 文部科学省初等中等教育局長通知)

【第三 大綱の策定について 2 留意事項】

(1)大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

(3)地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

